

令和4年1月25日招集

## 第1回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

---

令和4年第1回狭山市農業委員会総会

---

令和4年1月25日(火曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
  - (1) 議案第1号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて
  - (2) 議案第2号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
  - (3) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - (4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 報告事項
  - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出
  - (2) その他
- 5 閉会 午後2時15分

---

本日の出席農業委員 13名

1番 浅見 誠 次	2番 落 合 房 子	3番 小野田敏枝
4番 細 田 幸 司	5番 仲 川 知 範	6番 横 田 泰 宏
7番 小 口 英 吉	8番 岸 進	9番 諸 口 秀 敏
10番	11番 増 田 棟 順	12番 吉 田 博 幸
13番 渡 邊 隆 夫	14番 増 田 茂	

(本日の欠席委員 1名) 10番 平 本 洋 章

本日の出席推進委員 0名

(本日の欠席推進委員 8名)

甲 田 善 徳	清 水 芳 則	小 澤 俊 夫	室 岡 英 紀
奥 富 文 典	片 岡 弘 幸	齋 藤 孝 史	高 橋 弘 樹

---

職務のため出席した事務局職員

主幹 吉 澤 裕 二

---

事務局 定刻となりましたので、これより第1回狭山市農業委員会総会を開催いたします。  
これに先立ち、資料のご確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました、

- ・資料2 総会議案書
- ・資料3 議案図面資料

席上に配付しました

・資料4 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出受理状況  
宜しいでしょうか。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第1回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 (会長の挨拶)

事務局 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

#### 議 事

議 長 只今から、第1回狭山市農業委員会総会を開催します。

なお、議席番号10番 平本委員につきましては、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたので報告します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号9番 諸口委員と11番 増田棟順委員にお願いします。

これより議案の審議を行います。

議案第1号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」を議題とします。

農業振興課の説明を求めます。

農業振興課 資料1

(農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて説明)

議 長 説明が終わりました。これについて、質問を受け付けます。

渡邊委員 円滑化の際には市独自の方針があったが、今回は県に合わせるということで、それが無い。中間管理事業を知らない方がたくさんいらっしゃるの、どのように理解

していただくかというのが肝心だが、それに努力するという部分がないので、今後、人・農地プランの見直しの際には、そのあたりを突っ込んだ内容で、できるだけ人を集めて農地のことを理解していただく、課題を出していただくということが必要だと思うので、その点を要望したいと思います。

農業振興課 中間管理事業については、ご指摘のとおり、分かりやすい普及啓発に取り組んでいきたいと思えます。人・農地プランの実質化についても、委員のおっしゃるとおり、人と人が膝を交えて話し合いをする中で課題を浮き彫りにしていくというのが本来ですので、コロナが落ち着きましたら、そういった場面を作っていきたいと思えますので、引き続きご指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 他に質問はありますか。

ないようですので、本件を承認するかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「承認」します。

農業振興課の案件は終了しましたので、ここで、農業振興課は、退席します。ご苦勞様でした。

次に、第1回総会の概要について、事務局の説明を求めます。

事務局 農地法4条の申請が堀兼地区で1件、5条の申請が柏原地区で1件、水富地区で3件、農用地利用集積計画が堀兼地区で2件となっております。

議長 次に、農地利用の最適化に係る活動について、事務局の説明を求めます。

事務局 今回の総会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための緊急事態宣言に伴い農地利用最適化推進委員の出席を求めないということで、農業委員だけの招集となっております。

活動の状況につきましては、推進委員から活動記録簿の提出を受けているものについて、報告いたします。

入間川地区の甲田委員から、遊休農地のパトロールをし、状況確認をしたところ、雑草も伸びておらず良好だったとの報告を受けております。

入曽地区の清水委員からは、水野の農地巡回を行ったとの報告がありました。

堀兼地区の小澤推進委員から、活動記録として利用権設定のための訪問を4件行ったとの報告を受けています。

奥富地区の片岡委員からは、あっせん台帳に記載の農地について現地確認と、その関連で5軒の農家を訪問したとの報告がありました。

柏原地区の齋藤委員から、12月中にあっせん台帳記載の5筆について現地確認を行ったとの報告を受けています。また、1月に落ち葉の苦情があった件につい

て現地確認をしていただき、適切な対応がされている旨を齋藤委員から相談者に説明していただきました。

議長 ありがとうございます。報告が終わりましたが、農業委員から質疑はありますか。無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。次に、議案第2号農用地利用集積計画について、事務局より説明を求めます。

事務局 資料2 総会議案書の1ページをお願いします。

利用権設定が1件、所有権の移転が1件です。

1件目、渡し人は堀兼にお住いの方、受け人も堀兼にお住いの方です。

所在地は大字堀兼字富士隠レ2072番3、地目は畑、面積は合計1,030㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定です。受け人は平成30年7月1日に認定農業者となっています。

2件目、渡し人は堀兼にお住いの方、受け人も堀兼にお住いの方です。所在地は大字堀兼字富士見台2184番、外1筆、地目は畑、面積は合計1,189㎡、権利の種類は所有権移転です。受け人は令和元年7月1日に認定農業者となっています。

議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。

質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『承認』します。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

渡邊委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字堀兼字雪見台1064番6、地目は畑、面積は73㎡です。農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は進入路です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第4条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

岸委員 議案番号4整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字笹井字西八木2749番3、外6筆、地目は全て畑、面積は合計2,879㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中となっています。事業計画者は東京都で土木宅地造成事業を行っている法人です。転用目的は特殊車両重機置場です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

増田茂  
委員

議案番号4整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字御所ノ内2477番6、地目は畑、面積は310㎡です。  
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

岸委員

議案番号4整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字下広瀬字西原589番1、地目は畑、面積は875㎡です。  
農地区分につきましては、

- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は露地野菜の作付中です。事業計画者は狭山市で運送事業を行っている法人です。転用目的

は資材置場及び作業場です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

岸委員

議案番号4整理番号4について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字笹井字坂上2157番、地目は畑、面積は480㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は露地野菜の作付中です。事業計画者は東京都でガス供給事業を行っている法人です。転用目的は大型車両転回場です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適
- ・復旧の確実性 有



根拠法令としては、都市計画法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、報告事項に移ります。

まず、「農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出受理状況」について事務局に説明を求めます。

事務局 資料4をご覧ください。

農地法第3条の3の規定による届出は1件10筆、合計面積は10,816㎡、全て畑で、相続による届出です。農地法第4条の規定による届出は1件1筆、面積は0.33㎡、地目は畑です。転用目的は、位置指定道路の復元となっています。第5条の規定による届出は、2件2筆で合計面積115㎡、地目は畑、転用目的は敷地拡張です。

公共事業の施工に伴う一時転用に係る届出は、4件5筆です。

農業用施設に係る届出は1件1筆です。

説明は、以上となります。

議長 説明が終わりました。

委員の皆様からは、何かありますか。

(なし)

無いようですので、これをもちまして、令和4年第1回狭山市農業委員会総会を終了します。ご協力ありがとうございました。